

# 静岡市一般廃棄物処理実施計画

令和5年3月

静岡市

## 〈 目 次 〉

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 第1章 基本的事項                      | - 1 -  |
| 1.1 目的                         | - 1 -  |
| 1.2 計画期間                       | - 1 -  |
| 1.3 計画対象地域                     | - 1 -  |
| 1.4 令和5年度清掃費当初予算額              | - 1 -  |
| 第2章 ごみ処理実施計画                   | - 2 -  |
| 2.1 計画目標                       | - 2 -  |
| 2.2 ごみの分別種類と排出量見込み             | - 2 -  |
| 2.3 ごみの処理主体と処理方法               | - 3 -  |
| 2.4 ごみ処理施設等の概要                 | - 4 -  |
| (1) 収集センター                     | - 4 -  |
| (2) 中間処理施設等                    | - 4 -  |
| (3) 最終処分施設                     | - 5 -  |
| 2.5 ごみ処理量の見込み                  | - 6 -  |
| (1) 収集運搬計画                     | - 6 -  |
| (2) 中間処理計画                     | - 8 -  |
| (3) 最終処分計画                     | - 10 - |
| 2.6 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進     | - 10 - |
| (1) 施策1 食品ロス、生ごみの削減            | - 10 - |
| (2) 施策2 プラスチックごみの削減            | - 10 - |
| (3) 施策3 紙ごみの削減                 | - 11 - |
| (4) 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進       | - 12 - |
| (5) 施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり    | - 12 - |
| (6) 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進 | - 13 - |
| (7) 施策7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討    | - 14 - |
| 2.7 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化        | - 14 - |
| (1) 施策1 事業系ごみの減量化・資源化の推進       | - 14 - |
| (2) 施策2 自己処理責任の徹底              | - 15 - |
| (3) 施策3 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり    | - 16 - |
| (4) 施策4 情報発信、意識啓発の推進           | - 17 - |
| 2.8 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備      | - 17 - |
| (1) 施策1 収集運搬体制の整備              | - 17 - |
| (2) 施策2 中間処理体制の整備              | - 18 - |
| (3) 施策3 最終処分場の整備               | - 19 - |

|      |       |                          |    |   |
|------|-------|--------------------------|----|---|
| 2.9  | 基本施策4 | ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組    | 19 | - |
|      | (1)   | 施策1 清掃工場での余熱利用           | 19 | - |
|      | (2)   | 施策2 溶融スラグの有効利用           | 20 | - |
|      | (3)   | 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）    | 20 | - |
| 2.10 | 基本施策5 | 廃棄物適正処理の徹底               | 20 | - |
|      | (1)   | 施策1 不法投棄対策               | 20 | - |
|      | (2)   | 施策2 区域外処理                | 21 | - |
|      | (3)   | 施策3 取扱困難廃棄物の処理           | 21 | - |
|      | (4)   | 施策4 災害廃棄物の処理             | 22 | - |
| 第3章  |       | 生活排水処理実施計画               | 23 | - |
| 3.1  |       | 計画目標                     | 23 | - |
| 3.2  |       | し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法        | 23 | - |
| 3.3  |       | し尿・浄化槽汚泥処理量見込み           | 23 | - |
| 3.4  |       | し尿・浄化槽汚泥処理施設             | 23 | - |
| 3.5  | 基本施策1 | 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進 | 23 | - |
|      | (1)   | 施策1 情報の共有化、意識啓発の推進       | 23 | - |
|      | (2)   | 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用 | 24 | - |
| 3.6  | 基本施策2 | し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持   | 24 | - |
|      | (1)   | 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備   | 24 | - |
|      | (2)   | 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理        | 25 | - |

## 第1章 基本的事項

### 1.1 目的

令和5年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、静岡市の一般廃棄物処理の基本方針となる静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定めるものです。実施計画は、ごみに関する部分（ごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理実施計画）とから構成されています。

### 1.2 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 1.3 計画対象地域

静岡市全域

### 1.4 令和5年度清掃費当初予算額

#### ○歳入

| 科目       | 金額          |
|----------|-------------|
| 使用料及び手数料 | 830,712千円   |
| 国庫支出金    | 518,219千円   |
| 財産収入     | 7,059千円     |
| 繰入金      | 500,000千円   |
| 諸収入      | 1,112,385千円 |
| 市債       | 2,313,600千円 |
| 計        | 5,281,975千円 |

#### ○歳出

| 科目             | 金額           |
|----------------|--------------|
| 清掃総務費          | 3,838,900千円  |
| 収集センター費        | 111,428千円    |
| 【内訳】西ヶ谷収集センター費 | 8,432千円      |
| 沼上収集センター費      | 31,063千円     |
| 清水収集センター費      | 71,933千円     |
| 清掃工場費          | 4,855,882千円  |
| 【内訳】西ヶ谷清掃工場費   | 3,097,460千円  |
| 沼上清掃工場費        | 1,758,422千円  |
| 衛生センター費        | 520,356千円    |
| 最終処分場費         | 349,963千円    |
| 一般廃棄物処理施設整備基金費 | 2,200千円      |
| 清掃工場建設費        | 1,515,750千円  |
| 最終処分場整備事業費     | 311,200千円    |
| 清水ストックヤード建設費   | 41,600千円     |
| 計              | 11,547,279千円 |

表 1.4 - 1 令和5年度清掃費当初予算額

## 第2章 ごみ処理実施計画

### 2.1 計画目標

- (1) 一人1日当たりごみ総排出量：875 g
- (2) 一人1日当たり家庭ごみ総排出量：620 g
- (3) 事業系ごみ年間総排出量：63,555 t

### 2.2 ごみの分別種類と排出量見込み

| 廃棄物の種類 |           |         | 排出量      | 排出量<br>小計 | 排出量<br>合計 | 総排出量      |           |
|--------|-----------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ごみ総排出量 | 古紙等集団資源回収 |         | 12,287 t | 12,287 t  | 12,287 t  | 217,889 t |           |
|        | ごみ排出量     | 家庭ごみ    | 可燃ごみ     | 126,313 t | 142,047 t |           | 205,602 t |
|        |           |         | 不燃・粗大ごみ  | 10,731 t  |           |           |           |
|        |           |         | 資源ごみ     | 5,003 t   |           |           |           |
|        |           |         | 【内訳】 びん  | 3,222 t   |           |           |           |
|        |           |         | 缶類       | 1,083 t   |           |           |           |
|        |           |         | ペットボトル   | 260 t     |           |           |           |
|        |           |         | 古紙・古布    | 75 t      |           |           |           |
|        |           |         | その他      | 363 t     |           |           |           |
|        | 事業系ごみ     | 可燃ごみ    | 62,220 t | 63,555 t  |           |           |           |
|        |           | 不燃・粗大ごみ | 1,335 t  |           |           |           |           |

※ 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

## 2.3 ごみの処理主体と処理方法

| 廃棄物の種類  |         | 収集運搬                          | 中間処理 |          | 最終処分   |      |     |
|---------|---------|-------------------------------|------|----------|--------|------|-----|
|         |         |                               | 処理主体 | 処理方法     | 処理主体   | 処理方法 |     |
| 家庭ごみ    | 可燃ごみ    | 市<br>委託業者<br>許可業者(一部)<br>直接搬入 | 市    | 焼却<br>溶融 | 市      | 埋立   |     |
|         | 不燃・粗大ごみ |                               |      | 破碎、資源化   |        |      |     |
|         |         |                               | 乾電池  | 委託業者     | 資源化    | —    |     |
|         | 蛍光管     | 破碎、資源化                        |      |          |        |      |     |
|         | 資源ごみ    | ペットボトル                        | 委託業者 | 市        | 選別・圧縮  | 委託業者 | 資源化 |
|         |         | びん・缶等                         | 委託業者 | 委託業者     | 選別     | 委託業者 | 資源化 |
| 使用済小型家電 |         | 委託業者<br>直接搬入                  | 委託業者 | 選別       | 認定事業者  | 資源化  |     |
| 事業系ごみ   | 可燃ごみ    | 委託業者<br>許可業者<br>直接搬入          | 市    | 焼却<br>溶融 | 市      | 埋立   |     |
|         |         |                               | 許可業者 | 焼却、資源化   | 許可業者   |      |     |
|         | 不燃・粗大ごみ | 直接搬入                          | 市    | 焼却<br>溶融 | 市      |      |     |
|         |         |                               |      | 破碎、資源化   |        |      |     |
|         |         |                               | 乾電池  | 委託業者     | 破碎、資源化 | —    |     |
| 公共側溝汚泥  | 委託業者    | —                             | —    | 市        | 埋立     |      |     |

※事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※公共側溝汚泥は市民による公共側溝清掃により発生した一般廃棄物であるが、家庭ごみ(一般家庭の日常に伴って生じた廃棄物)とは言えないため、事業系ごみとみなす。

※ 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

|        |              |   |    |   |    |
|--------|--------------|---|----|---|----|
| 小動物の死体 | 直接搬入<br>委託業者 | 市 | 火葬 | 市 | 埋立 |
|--------|--------------|---|----|---|----|

表 2.3 - 1 ごみの処理主体と処理方法

## 2.4 ごみ処理施設等の概要

### (1) 収集センター

|           | 沼上収集センター      | 清水収集センター          |
|-----------|---------------|-------------------|
| 所在地       | 葵区薬師 14 番地の 2 | 清水区八坂町 2102 番地の 1 |
| 保有車両台数計   | 30 台          | 26 台              |
| パ ッ カ ー 車 | 18 台          | 16 台              |
| そ の 他 車 両 | 12 台          | 10 台              |

### (2) 中間処理施設等

#### ① 焼却施設と熔融施設

|         | 西ヶ谷清掃工場（熔融施設）                           | 沼上清掃工場（焼却施設）                             |
|---------|---|--|
| 所在地     | 葵区西ヶ谷 553 番地                            | 葵区南沼上 1224 番地                            |
| 処理能力・方式 | 500 t / 日（250 t × 2 炉）<br>シャフト炉式 ガス化熔融炉 | 600 t / 日（200 t × 3 炉）<br>ストーカ式 連続燃焼式焼却炉 |

#### ② 不燃・粗大ごみ処理施設

|       | 沼上資源循環センター 不燃・粗大ごみ資源化施設 |
|-------|-------------------------|
| 所在地   | 葵区南沼上 1224 番地           |
| 処理能力等 | 100 t / 5h 破碎・選別        |

#### ③ 資源ごみ（ペットボトル）処理施設

|       | 沼上資源循環センター ペットボトル資源化施設 |
|-------|------------------------|
| 所在地   | 葵区南沼上 1224 番地          |
| 処理能力等 | 5 t / 5h<br>選別・圧縮・梱包   |

#### ④ 小動物死体処理施設

|      | 動物指導センター火葬炉 |
|------|-------------|
| 所在地  | 葵区産女 953 番地 |
| 処理能力 | 100 kg / 1h |

⑤ごみ受入施設

|      |                   |
|------|-------------------|
|      | 清水ごみ受付センター        |
| 所在地  | 清水区八坂町 2111 番地    |
| 受入品目 | 不燃・粗大ごみ、資源ごみ、小型家電 |

(3) 最終処分施設

|      | 沼上最終処分場                | 清水貝島最終処分場              | 由比最終処分場               |
|------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 所在地  | 葵区北沼上 387 番地の 1        | 清水区三保地先                | 清水区由比東山寺 183 番地       |
| 埋立面積 | 36,000 m <sup>2</sup>  | 19,000 m <sup>2</sup>  | 6,050 m <sup>2</sup>  |
| 埋立容量 | 750,000 m <sup>3</sup> | 246,000 m <sup>3</sup> | 42,200 m <sup>3</sup> |
| 残余容量 | 37,698 m <sup>3</sup>  | 8,341 m <sup>3</sup>   | 22,278 m <sup>3</sup> |
| 埋立方法 | セル方式                   | 片押し方式                  | セル方式                  |

※残余容量は最終覆土等を含む。



## 2.5 ごみ処理量の見込み

### (1) 収集運搬計画

#### ① 収集方法及び収集頻度

| ごみの種類       | 収集方法                       |                    | 収集頻度 |   |
|-------------|----------------------------|--------------------|------|---|
| 可燃ごみ        | 家庭用指定袋・認定袋による集積所収集         |                    | 週2回  |   |
|             | 事業所用指定ごみ袋による集積所収集（葵・駿河区のみ） |                    |      |   |
| 不燃・粗大ごみ     | 事前申込みによる戸別収集               |                    | 月1回  |   |
|             | 集積所収集（葵区安倍6地区のみ）           |                    |      |   |
| 資源ごみ        |                            |                    |      |   |
| びん          | コンテナによる集積所収集               |                    | 月1回  |   |
| 缶・<br>日用金属  | 葵区・駿河区                     | 家庭用指定袋・認定袋による集積所収集 | 月1回  |   |
|             | 清水区                        | 清水地区               |      | 網袋による集積所収集  |
|             |                            | 蒲原地区               |      | 家庭用指定袋・認定袋による集積所収集                                |
|             |                            | 由比地区               |      | スチール缶…コンテナ又は網袋による集積所収集<br>アルミ缶…家庭用指定袋・認定袋による集積所収集 |
| ペットボトル      | 葵区・駿河区                     | 公共施設等での拠点収集        | 随時   |   |
|             | 清水区                        | 折り畳み式回収箱による集積所収集   | 月1回  |   |
| 使用済<br>小型家電 | 公共施設等での拠点収集                |                    | 随時   |   |
| 合 計         |                            |                    |      |   |

※日用金属については葵区・駿河区のみで収集

※集積所とは、自治会・町内会長の届出により設置され、当該自治会・町内会により管理されている、可燃ごみ、一部地域の不燃・粗大ごみ及び資源ごみ置き場をいう。

表 2.5 - 1 収集方法及び収集頻度

② 市が収集運搬しないごみの処理方法

| 区分               | 処理方法  |
|------------------|---|
| 家電リサイクル法<br>対象機器 | 排出者が ①小売業者に引き取りを依頼<br>②許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼<br>③指定引取場所へ直接搬入   |
| パーソナル<br>コンピュータ  | 排出者が ①清掃工場へ直接搬入<br>②小型家電回収ボックスへ排出<br>③「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理   |
| 一時多量ごみ           | 排出者が ①清掃工場へ直接搬入<br>②許可業者に清掃工場への収集運搬を依頼  |
| その他              | 清掃工場での処理は可能であるが、収集困難な物については、排出者自らが収集・運搬可能な状態にする、又は清掃工場へ直接搬入する。<br>清掃工場で処理できないものについては、排出者自らが専門業者に相談、又は購入店に引き取りを依頼する。 |

③ 家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

| 業者名               | 所在地               |
|-------------------|-------------------|
| 都商事(株)家電リサイクルセンター | 清水区半左衛門新田 54 番地   |
| 日本通運(株)静岡支店       | 葵区古庄二丁目 20 番 38 号 |
| (株)篠原産業           | 富士市中里 2608 番地の 43 |

④ 収集運搬許可業者及び事業者の搬入先

| 一般廃棄物排出場所 | 搬入先  |
|-----------|--|
| 静岡市       | 収集運搬許可業者及び事業者は、西ヶ谷清掃工場若しくは沼上清掃工場<br>又は処分業許可業者の処分施設へ搬入する。 |

(2) 中間処理計画

① 焼却、溶融処理量

| 廃棄物の種類  | 処理量      |           |           |
|---------|----------|-----------|-----------|
|         | 西ヶ谷清掃工場  | 沼上清掃工場    | 合 計       |
| 家庭可燃ごみ  | 60,184 t | 66,129 t  | 126,313 t |
| 事業系可燃ごみ | 28,837 t | 33,383 t  | 62,220 t  |
| 破碎可燃残渣  | 118 t    | 5,776 t   | 5,894 t   |
| 破碎不燃残渣  | 0 t      | 2,345 t   | 2,345 t   |
| 合 計     | 89,139 t | 107,633 t | 196,772 t |

※ 事業者が直接搬入する可燃ごみには本市が処理する産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず及びこれらに係る燃えがら）を含む。

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

表 2.5 - 2 焼却、溶融処理量

② 破碎等処理量

| 廃棄物の種類     | 処理量      |
|------------|----------|
| 家庭不燃・粗大ごみ  | 10,731 t |
| 事業系不燃・粗大ごみ | 1,335 t  |
| ペットボトル     | 260 t    |
| 合 計        | 12,326 t |

※ 本市が処理する産業廃棄物…木くず、金属くず

表 2.5 - 3 破碎等処理量

③ 資源化量及び資源化の方法

| 資源ごみの種類     | 内 容  |   | 資源化量     |
|-------------|--|---|----------|
| び<br>ん      | 葵 区<br>駿 河 区   | 市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、生きびん及び再生びんの一部を業者が独自ルートで資源化。再生びんの一部を指定法人ルートで資源化  | 3,222 t  |
|             | 清 水 区  | 市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、生きびんは業者が独自ルートで資源化。再生びんは指定法人ルートで資源化 |          |
| 缶・日用金属      | 葵 区<br>駿 河 区   | 市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、業者が独自ルートで資源化                                    | 1,083 t  |
|             | 清 水 区  | 市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化                       |          |
| 古紙（古布）類     | 「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化   |   | 75 t     |
| 集 団 資 源 回 収 | 奨励金を交付し、自治会などの団体による古紙類の回収・資源化を促進   |   | 12,287 t |
| ペ ッ ト ボ ト ル | 市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受入、市施設で圧縮加工し、指定法人ルートで資源化                               |   | 260 t    |
| 金 属 類       | 不燃・粗大ごみの戸別収集時に、金属類を分別回収<br>不燃・粗大ごみの破碎処理時に、金属類を回収<br>「清水ごみ受付センター」で受入<br>回収した金属類を独自ルートで資源化 |   | 4,067 t  |
| 乾 電 池       | 不燃・粗大ごみの戸別収集時に、乾電池を分別回収<br>直接搬入される乾電池を分別回収<br>回収した乾電池を、委託業者が独自ルートで資源化                    |   | 119 t    |
| 使用済小型家電     | 市民が排出し、委託業者により収集・分別、及び「西ヶ谷清掃工場」「沼上清掃工場」「清水ごみ受付センター」で受け入れ、認定事業者が独自ルートで資源化                 |   | 363 t    |
| 溶 融 ス ラ グ   | 西ヶ谷清掃工場で生成する溶融スラグを埋戻し材や肥料等に再利用   |   | 11,175 t |
| 溶 融 メ タ ル   | 溶融スラグ生成の過程で発生する溶融メタルを独自ルートで資源化   |   | 2,233 t  |
| 合 計         |  |   | 40,778 t |

※日用金属については、葵区・駿河区のみで収集

※指定法人ルートは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再資源化を実施

※乾電池は、充電式電池も含む。

表 2.5 - 4 資源化量及び資源化の方法

(3) 最終処分計画

| 廃棄物の種類   | 処理量         |               |             |         |
|----------|-------------|---------------|-------------|---------|
|          | 沼上<br>最終処分場 | 清水貝島<br>最終処分場 | 由比<br>最終処分場 | 合計      |
| 直接埋立等    | 1,115 t     | 84 t          | 2 t         | 1,201 t |
| 沼上焼却灰・飛灰 | -           | 3,155 t       | -           | 3,155 t |
| 西ヶ谷溶融飛灰  | 4,074 t     | -             | -           | 4,074 t |
| 合計       | 5,189 t     | 3,239 t       | 2 t         | 8,430 t |

表 2.5-5 最終処分量

2.6 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進

(1) 施策1 食品ロス、生ごみの削減

① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上

家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査、食品ロスの現状を市民に公表し、食品ロス削減の意識の向上を図り市民の実践行動につなげます。

② 生ごみの減量化

2R（発生抑制、排出抑制）の取組である「3切り」（食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り）や、生ごみの堆肥化などの出前講座、イベントなどあらゆる機会を活用した啓発を実施します。

| 事業内容                         | 令和5年度目標・予定数 |
|------------------------------|-------------|
| 食品ロスの割合調査（家庭可燃ごみの組成調査）       | 4回（6月・11月）  |
| 食ロスの現状の公表                    | 1回          |
| 食品ロス、生ごみの削減に係る出前授業、講座の実施     | 10回         |
| 食べきり協力店の認定                   | 250店舗       |
| ごみ減量に関する啓発イベントの実施            | 1回          |
| フードドライブ、食ロス日記の実施             | 随時・通年       |
| しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること） | 50回以上       |

(2) 施策2 プラスチックごみの削減

① プラスチックごみの減量化

出前授業・講座や、啓発イベントを通じて市民・事業者のプラスチックごみ問題への理解を深め、プラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進します。

② 環境配慮型製品等の利用促進

事業者における環境配慮型製品等の優先的利用の取組について市民に情報等を提供するなど、環境配慮型製品の利用を促進します。

③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を開始します。

④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進

事業者の自主的な取り組みに関する情報を市民が容易に収集し活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介します。

| 事業内容                             | 令和5年度目標・予定数 |
|----------------------------------|-------------|
| 事業者における取組のホームページ等への掲載            | 随時・通年       |
| ごみ減量に関する啓発イベントの実施（再掲）            | 1回          |
| プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討            | 実施          |
| 企業との協働による出前授業・講座の実施              | 30回         |
| プラスチックごみ削減協力店の認定                 | 275店舗       |
| しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲） | 50回以上       |

(3) 施策3 紙ごみの削減

① 紙ごみの減量化

資源循環啓発施設（しずもーる沼上）を中心に、環境教育・環境学習を通じて、雑がみの分別排出、紙ごみの発生抑制、再生利用を促す啓発を行います。

② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援します。また、事業者の自主的な取り組みに関する情報を市民が容易に収集し活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介します。

| 事業内容                             | 令和5年度目標・予定数 |
|----------------------------------|-------------|
| しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲） | 50回以上       |
| 古紙の集団資源回収活動等に対する奨励金の交付           | 840団体       |

(4) 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進

① 集団資源回収等への積極的な支援（一部再掲）

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援します。

② 小型家電リサイクルの実施

使用済み小型家電を分別回収し、設置場所について積極的に周知します。

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めます。

| 事業内容                   | 令和5年度目標・予定数 |
|------------------------|-------------|
| 全自治会等への集団資源回収に対する協力依頼  | 1回          |
| 集団資源回収活動等に対する奨励金の交付    | 919団体       |
| 使用済み小型家電回収ボックス設置個所     | 50ヶ所        |
| 店頭回収実施状況等の調査           | 年1回         |
| ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」の更新 | 随時          |

(5) 施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量

廃棄物のさらなる減量に向け、各種啓発を実施し、市民、事業者の環境意識の醸成を図ります。市民、事業者、市は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制を構築します。

② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取

ごみ減量等に関する事項を審議するため、清掃対策審議会を開催します。また、4R推進委員会、廃棄物減量等推進員から、ごみ減量等に関する意見を聴取します。

③ 環境美化活動の推進

市民、事業者のボランティア清掃などの環境美化活動を支援し、環境美化意識の醸成を図ります。

④ 廃棄物減量等推進員活動の推進

各自治会・町内会などから推薦された市民を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、情報交換の場を設けることや活動内容を紹介するなどし、推進員の活動を支援します。

⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めます。

| 事業内容                       | 令和5年度目標・予定数 |
|----------------------------|-------------|
| 清掃対策審議会の開催                 | 4回程度        |
| 4R推進委員会の開催                 | 1回          |
| 廃棄物減量等推進員からの意見聴取           | 3回          |
| 廃棄物減量等推進員の委嘱               | 910人        |
| 廃棄物減量等推進員研修会等の開催           | 14回         |
| 店頭回収実施状況等の調査（再掲）           | 年1回         |
| ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」の更新（再掲） | 随時          |

(6) 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進

① 広報媒体を活用した情報の発信

暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、ごみの出し方・分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページなどの広報媒体を活用して、積極的な提供を行います。

② 環境教育の推進、環境意識の向上、実践行動の促進

資源循環啓発施設の設置、環境大学の開校、企業や教育機関と連携した出前授業や啓発イベントの開催等、幅広い層への環境学習の機会を提供します。啓発活動を通じて、市民の環境意識を高め、実践行動を促します。

③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知

定期的に家庭可燃ごみの組成調査を実施し、組成調査結果を市民に公表し各種施策の検討資料として活用します。

| 事業内容                         | 令和5年度目標・予定数 |
|------------------------------|-------------|
| ごみの出し方・分別ガイドブック保存版の発行        | 随時更新、配布     |
| ごみの出し方・分別周知チラシの発行（周知事項がある場合） | 200,000部配布  |
| 広報紙「静岡気分」への記事掲載              | 随時          |
| ホームページの更新                    | 随時          |
| 静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」の更新、利用推進     | 随時          |
| ごみ減量啓発講座（学校、団体）（沼上資源循環学習プラザ） | 随時          |



|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 4 R 体験講座（常設・定期）（西ヶ谷資源循環体験プラザ） | 12 講座 |
| 市政出前講座及び企業・教育機関と連携した講座        | 随時    |
| ごみ減量等をテーマとした啓発イベントの実施、ブース出展   | 1 回   |
| 清掃工場見学受入                      | 87 回  |
| 家庭可燃ごみ組成調査の実施                 | 4 回   |
| 組成調査結果の公表                     | 1 回   |

(7) 施策 7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討

① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討

令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を開始します。

併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの一化についても検討します。

② 家庭ごみの有料化の検討

カーボンニュートラルや循環型社会の構築などを踏まえた、新たな廃棄物施策のための経費、ごみの減量化、分別意識の向上、費用負担の公平性の確保などの観点から、引き続き有料化の必要性を検討します。

| 事業内容                      | 令和 5 年度目標・予定数 |
|---------------------------|---------------|
| プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討（再掲） | 実施            |
| 有料化の必要性の検討                | 実施            |

2.7 基本施策 2 事業系ごみの減量化・資源化

(1) 施策 1 事業系ごみの減量化・資源化の推進

① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進

事業者が、自らの責任においてごみとなるものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、使用後の再使用・再生利用可能なものの自主回収などに努める取組を促進し、必要な支援を行います。

② 多量排出事業所への指導の徹底

3,000 ㎡以上の事務所等及び 1,000 ㎡以上の店舗を対象として、静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、減量化計画書及び管理責任者選任届出書の提出を求めるとともに、立入調査を行い、減量化・資源化を指導します。

③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底

関係団体と協議して事業系ごみの適正な排出方法及び分別方法に関する啓発チラシを作成するなど、事業系ごみの適正排出及び分別の徹底を働きかけます。また、今後清掃工場への搬入制限等を含め、新たな施策を検討していきます。

④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

一般廃棄物の再資源化にかかる廃棄物処理等の新たな許可制度など、資源化のための仕組みを構築します。また、排出事業者に対し、再資源化手法や再資源化ルートを紹介し誘導するなど、事業系ごみの再資源化を促進する取組を実施します。

| 事業内容                        | 令和5年度目標・予定数 |
|-----------------------------|-------------|
| 多量排出事業所等への指導対象事業所           | 347 事業所     |
| 〃 立入調査の実施                   | 100 事業所     |
| 事業系ごみの適正排出・分別の徹底に係る新たな施策の検討 | 実施          |

(2) 施策2 自己処理責任の徹底

① 自己処理責任の周知

事業系ごみは排出者責任の原則にもとづき、事業者自ら処理を行うべきものであることから、自己処理責任の徹底が図られるよう、周知します。

② 搬入調査実施の徹底

収集運搬許可業者が、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施します。

③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導の徹底

不適正排出物の取り置き、開封調査等を実施し排出者への適正処理の指示、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を徹底します。

④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料の適正な料金の設定について検討をします。

⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討

ごみの分別方法及び収集運搬許可業者によるごみ袋制度など適正なごみ処理方法を、事業者へ広く周知をします。また、市指定及び民間の事業所用ごみ袋の利用状況、市域の特性等を踏まえ、本市域の事業所用ごみ袋制度について、事業系ごみの適正かつ効率的な収集・処理のため、あり方を検討していきます。

⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第 14 条の規定により、本市が処理する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（多量であるもの、著しく大きいもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）とします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 本市が処理する<br>産業廃棄物の品目 | (1) 木くず（建設現場からのものを除く。）                         |
|                     | (2) 紙くず（建設現場からのものを除く。）                         |
|                     | (3) 繊維くず（建設現場からのものを除く。）                        |
|                     | (4) 金属くず（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く廃家電を含む。） |
|                     | (5) 乾電池  |
|                     | (6) 下水道汚泥焼却灰                                   |
|                     | (7) (1)から(3)までに掲げる産業廃棄物に係る燃えがら                 |

| 事業内容               | 令和 5 年度目標・予定数 |
|--------------------|---------------|
| 立入り調査等での自己処理責任の周知  | 随時            |
| 多量排出事業所等への立入調査（再掲） | 100事業所        |
| 収集運搬許可業者に対する搬入調査   | 3回            |
| 不適正排出に対する指導        | 400件          |
| 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討  | 実施            |
| 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討   | 実施            |

(3) 施策 3 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民、事業者、市の 3 者連携の強化によるごみ減量（再掲）

廃棄物のさらなる減量に向け、各種啓発を実施し、市民、事業者の環境意識の醸成を図ります。市民、事業者、市は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4 R 推進に向けた協働体制を構築します。

② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取（一部再掲）

事業者意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めます。

| 事業内容             | 令和 5 年度目標・予定数 |
|------------------|---------------|
| 清掃対策審議会の開催（再掲）   | 4 回程度         |
| 4 R 推進委員会の開催（再掲） | 1 回           |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 廃棄物減量等推進員からの意見聴取（再掲）       | 3回 |
| ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」の更新（再掲） | 随時 |

(4) 施策4 情報発信、意識啓発の推進

事業者が実行できるごみ減量に係る情報等について、広報紙やホームページなどの再広報媒体を活用し、積極的な情報提供によりごみの減量化・資源化の啓発を行います。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 事業内容      | 令和5年度目標・予定数 |
| ホームページの更新 | 随時          |

## 2.8 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備

(1) 施策1 収集運搬体制の整備

① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

家庭ごみの収集運搬については、適正かつ効率的な業務運営を持続的に行うことができる収集運搬体制の整備を行います。

収集運搬体制の整備にあたっては状況に応じ委託化を図るとともに、災害等の緊急時のリスク管理も含め、市全体の収集運搬業務のあり方を検討し、本市の処理責任を担保できる持続可能な運営体制を確保します。

② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

基本的に新たな一般廃棄物収集運搬の許可は行いませんが、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を作成します。

また、一般廃棄物の収集運搬に関する許可について、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

③ 優良事業者（許可業者）制度の活用

制度を積極的に事業者・市民へ周知し、活用を促すことで、事業者等における一般廃棄物の適正処理を促進します。

④ （一財）静岡市環境公社の経営基盤の確立

環境公社は市のパートナーとして家庭ごみを確実に収集するとともに、災害時におけるセーフティネット機能を発揮できるよう、「静岡市外郭団体方針書」を踏まえ策定された「経営計画書」に基づき、安定的な経営に努めます。市は団体の役割について評価し、必要な関与を行い、環境公社とともに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（再掲）

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を開始します。併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの統一化についても検討します。

| 事業内容                  | 令和5年度目標・予定数 |
|-----------------------|-------------|
| 新たな一般廃棄物収集運搬許可の基準等の作成 | 実施          |
| 優良事業者制度の活用            | 実施          |
| ごみ収集方法等のあり方の検討        | 実施          |

## (2) 施策2 中間処理体制の整備

### ① 沼上清掃工場の整備

沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が25年といわれる中、既に稼働開始から28年（平成7年度稼働開始。令和5年3月時点）が経過しました。

設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを、工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年度から基幹改修工事に着手し、令和5年度に完了する予定です。

### ② 西ヶ谷清掃工場の整備

西ヶ谷清掃工場は、平成22年4月から本格稼働し、令和2年度に、個別施設計画を策定しました。耐用年数の折り返し時期に差し掛かることから、令和12年度を目途に施設の安定的な稼働のための中規模改修を検討していきます。

### ③ 沼上資源循環センターの整備

沼上資源循環センターは、平成22年4月から稼働しています。今後、令和6年度（稼働後14年）までに長期修繕計画を策定する予定です。また令和7年度を目途に、施設の安心かつ安定的な稼働のため中規模改修を検討していきます。

### ④ 効率的な施設運営

本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めます。特にし尿施設については、施設の老朽化や、し尿や浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況等を勘案し、統廃合を含めた検討を行います。

### ⑤ 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方

一般廃棄物の中間処分業に関する許可は、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を整理します。

一般廃棄物処理施設の設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を作成します。

⑥ 清水清掃工場の跡地整備 ごみ減（建設室）

（仮称）清水ストックヤードを整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営できるよう進めます。

| 事業内容                                     | 令和5年度目標・予定数 |
|--|-------------|
| 沼上清掃工場の基幹改修工事の実施                         | 完了          |
| 西ヶ谷清掃工場の中規模改修の検討                         | 実施          |
| 沼上資源循環センターの中規模改修の検討                      | 実施          |
| し尿施設の統廃合を含めた効率的な施設運営の検討                  | 実施          |
| 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置の許可について新たな許可のための基準等の作成 | 実施          |
| （仮称）清水ストックヤードの実施設計                       | 実施          |

(3) 施策3 最終処分場の整備

最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行います。

また、沼上最終処分場の後背地に新たな最終処分場の整備を進めます。今後の本市の廃棄物処理が滞ることがないように、臨海部・内陸部も含めた最終処分場候補地の選定を進めていきます。なお、既設の最終処分場については、浸出水処理の継続を行うため必要な修繕を実施し、適正な維持管理に努めていきます。

最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び同法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置については、新たな許可は行いません。

| 事業内容        | 令和5年度目標・予定数 |
|-------------|-------------|
| 新たな最終処分場の整備 | 実施          |

2.9 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

(1) 施策1 清掃工場での余熱利用

① 余熱利用等による発電の実施

西ヶ谷清掃工場と沼上清掃工場、ボイラー設備から蒸気エネルギーを回収して発電を

行い、余剰電力については売電を行います。

| 清掃工場名   | 発電量        | うち売電量     |
|---------|------------|-----------|
| 西ケ谷清掃工場 | 64,737MWh  | 40,616MWh |
| 沼上清掃工場  | 43,646MWh  | 30,118MWh |
| 合計      | 108,383MWh | 70,734MWh |

② その他の余熱利用

西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、発生する余熱を発電以外にも有効利用します。

(2) 施策2 溶融スラグの有効利用

① 本市公共工事での利用

本市公共事業での利用拡大の取組を継続します。

| 処理施設    | スラグ生成量   | メタル発生量  |
|---------|----------|---------|
| 西ケ谷清掃工場 | 16,900 t | 2,700 t |

② 新たな有効活用ルート of 模索

令和4年3月に本市溶融スラグが、全国で初めて肥料として本登録され利用方法の拡大につながりました。今後も溶融スラグの新たな利用方法について調査・研究を継続して推進します。

| 事業内容                | 令和5年度目標・予定数 |
|---------------------|-------------|
| 溶融スラグの新たな利用方法の調査・研究 | 実施          |

(3) 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）

プラスチックごみについて、令和7年度までに具体的な方針を示すよう分別収集・リサイクルの実施を前提とした検討を開始します。加えて、プラスチック使用製品の製造段階における環境配慮や販売後の自主回収・再資源化及び排出抑制への取組について、多くの事業者がこれらに取り組めるよう、必要な支援を行います。

| 事業内容                      | 令和5年度目標・予定数 |
|---------------------------|-------------|
| プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討（再掲） | 実施          |

2.10 基本施策5 廃棄物適正処理の徹底

(1) 施策1 不法投棄対策

① 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄監視パトロールや消防ヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄禁止の啓

発活動や看板設置などの防止対策を行います。

山間地等廃棄物不法投棄監視員と協力し、山間地等における不法投棄防止対策に取り組みます。

## ② 不法投棄物の処理

不法投棄物について、警察等関係機関と共同で調査し、投棄者に適正に処理をさせます。

## ③ 関係機関との連携

警察や郵便局、隣接自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止の強化に努めます。

不法投棄監視ウィークなど市民・事業者・行政、その他関係機関が一体となって監視や防止のための啓発活動を実施します。

| 事業内容           | 令和5年度目標・予定数 |
|----------------|-------------|
| 不法投棄監視パトロール    | 90件         |
| 山間地等不法投棄監視員の委嘱 | 133人        |
| 市による不法投棄家電の処理  | 119件        |
| 不法投棄に係る啓発活動の実施 | 1回          |

## (2) 施策2 区域外処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としますが、一部のごみや資源物について、適正処理の推進のため区域外処理をします。区域外処理をするものは次のとおりとします。また、区域外処理について、市民に周知し、更なる適正排出を推進します。

|              |     |
|--------------|-----|
| 区域外での処理を行うもの | 乾電池 |
|              | 蛍光灯 |

## (3) 施策3 取扱困難廃棄物の処理

### ① 法定処理困難物等の適正処理

本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与える処理困難物は、次のとおりとし、本市施設では処理を行いません。

|                |   |
|----------------|---|
| 本市施設で処理を行わないもの | <ul style="list-style-type: none"><li>・タイヤやブロックなど破碎施設に多大な影響を及ぼすもの</li><li>・オイルや塗料など焼却施設に多大な影響を及ぼすもの</li><li>・農薬やガスボンベなど人体に危険が及ぶもの</li></ul> |
|----------------|---|

### ② 在宅医療廃棄物の処理

注射針等の鋭利な廃棄物などは、医療機関が感染性廃棄物として処理を行い、注射針等の鋭利な廃棄物以外の可燃性廃棄物については、本市が処理します。

また、在宅医療廃棄物の取扱いについて、広報・啓発活動を行います。



③ 路上小動物死体の処理

路上小動物死体の収集を行い、動物専用炉にて適正に処理します。

| 事業内容              | 令和5年度目標・予定数 |
|-------------------|-------------|
| 在宅医療廃棄物の取り扱いに係る周知 | 通年          |
| 路上小動物死体の適正処理      | 通年          |

(4) 施策4 災害廃棄物の処理

静岡市災害廃棄物処理計画の見直しを随時行います。

また、令和4年台風第15号による浸水被害等の経験を踏まえ、近年多発する豪雨災害等に対応し、本市の災害廃棄物処理体制の強化を図るため、より具体的な行動指針を記載した個別マニュアルの整備を行います。

| 事業内容            | 令和5年度目標・予定数 |
|-----------------|-------------|
| 災害廃棄物処理マニュアルの整備 | 実施          |

### 第3章 生活排水処理実施計画

#### 3.1 計画目標

(1) 生活排水処理率：87.9%

#### 3.2 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法

| 廃棄物の種類 | 収集運搬 | 中間処理 |                          | 最終処分 |      |
|--------|------|------|--------------------------|------|------|
|        |      | 処理主体 | 処理方法                     | 処理主体 | 処理方法 |
| し尿     | 許可業者 | 市    | 直接脱水方式                   | 市    | 埋立   |
| 浄化槽汚泥  |      |      | 標準脱窒素処理方式<br>高負荷脱窒素膜分離方式 |      |      |

※中間処理後、脱水汚泥を清掃工場へ搬入し焼却

#### 3.3 し尿・浄化槽汚泥処理量見込み

| 廃棄物の種類 | 処理量       |
|--------|-----------|
| し尿     | 5,742k1   |
| 浄化槽汚泥  | 94,404k1  |
| 合計     | 100,146k1 |

表 3.3 - 1 し尿・浄化槽汚泥処理量

#### 3.4 し尿・浄化槽汚泥処理施設

|             | 静岡衛生センター          | 静岡衛生センター<br>南部中継所            | 清水衛生センター                 | 庵原衛生プラント                    |
|-------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 所在地         | 葵区東千代田<br>三丁目5番1号 | 駿河区下川原南<br>3番1号              | 清水区堀込722番地               | 富士市中之郷<br>2128番地の1          |
| 処理能力<br>・方式 | 260k1/日<br>直接脱水方式 | 600k1/日<br>(貯溜能力)<br>破砕処理・攪拌 | 200k1/日<br>標準脱窒素<br>処理方式 | 76.9k1/日<br>高負荷脱窒素<br>膜分離方式 |

#### 3.5 基本施策1 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進

(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発の推進

① 広報媒体を活用した情報の提供、意識啓発

健全な水環境の確保と清らかな河川を保全する必要性、その方法（下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど）、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広報紙「静岡気分」、ホームページなどの広報媒体を活用して、積極的な提供を行います。

② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施

合併処理浄化槽の設置推進を図るため、臨戸訪問等を実施し、設置に対する補助制度の情報を提供します。

| 事業内容            | 令和5年度目標・予定数 |
|-----------------|-------------|
| 広報紙「静岡気分」への記事掲載 | 1回          |
| ホームページへの記事掲載    | 随時          |
| 臨戸訪問の実施         | 随時          |
| 出前講座の実施         | 随時          |

## (2) 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

くみ取り便槽又は単独処理浄化槽からの付替えに係る合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用を推進します。

宅内配管工事費を補助対象とすることにより、単独処理浄化槽からの付替えを強力に推進します。

### 浄化槽設置整備事業補助制度（令和5年度）

| 人槽   | 補助単価     |
|------|----------|
| 5    | 332,000円 |
| 6～7  | 414,000円 |
| 8～50 | 548,000円 |

※1 特定区域：静岡市清流条例第10条で規定する水源保全区域。10万円上乘せ

※2 重点区域：蒲原及び由比地区の市街化区域。20万円上乘せ

※3 単独処理浄化槽からの付替えに伴う宅内配管工事費に対し、30万円を上限に補助金を交付

| 事業内容               | 令和5年度目標・予定数 |
|--------------------|-------------|
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施 | 150基        |

## 3.6 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

### (1) 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

#### ① 処理体制の整備

下水道整備の進捗状況、し尿・浄化槽汚泥の発生量、南部中継所への搬入量の推移などを注視し、必要に応じて処理区域の変更をすることとし、適切かつ効率的な処理体制を整備します。

#### ② 処理施設の維持管理

静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所及び清水衛生センターは、施設の老朽化が進んでいることから、施設の安定的な運転のため、必要な維持管理を行い、施

設の延命化を図ります。

③ 庵原衛生プラントのあり方の検討

蒲原地区及び由比地区から発生するし尿・浄化槽汚泥の発生量などを注視し、将来を見据えた庵原衛生プラントのあり方について検討します。

④ 収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。新たな許可は行わず、業者ごとの許可車両の増車も行いません。また、し尿・浄化槽汚泥量の推移に注視し、必要があれば許可車両の削減を進めます。

⑤ し尿くみ取り体制の整備

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続します。

また、し尿くみ取り業務を環境公社に一本化し、許可から委託による処理に切り替えていくことを目指し、し尿くみ取り業者の経営状態の把握や意見聴取を行います。

⑥ (一財) 静岡市環境公社の役割

環境公社はし尿処理のセーフティーネット機能を発揮するとともに、安定的なし尿処理体制を継続するために、経営基盤の確立に努めます。

| 事業内容                  | 令和5年度目標・予定数 |
|-----------------------|-------------|
| し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備    | 実施          |
| 庵原衛生プラントのあり方の調査・検討    | 実施          |
| し尿汲み取り業者の経営状態の把握・意見聴取 | 実施          |

(2) 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理

① 講習会の開催

合併処理浄化槽の新規設置者向けに適正管理などに関する講習会を開催します。

② 法定検査受検率の向上

浄化槽設置者に対して、法定検査（浄化槽法第11条で義務付けられている年1回の水質検査）受検率の向上のため、積極的な啓発活動を行います。

③ 浄化槽台帳の整備

浄化槽の適正な管理を行うために、浄化槽台帳登載情報を随時更新します。

| 事業内容  | 令和5年度目標・予定数 |
|---|-------------|
| 新規設置者向け講習会の開催                                 | 9回          |
| 広報紙「静岡気分」への記事掲載                               | 1回          |
| バスの車内広告へ掲載                                    | 10台         |
| 未受検者に対するダイレクトメールの発送<br>(（一財）静岡県生活科学検査センターと協働) | 約1,000通     |
| 浄化槽台帳登載情報の更新                                  | 実施          |